

平成26年度 第2回 鹿児島市子ども・子育て会議保育部会

【開催日時】

平成26年10月15日(水) 11:00~12:20

【開催場所】

鹿児島市役所みなと大通り別館201会議室

【出席者】

○部員 7名

前原部会長、福重部員、富永部員、奥部員、永吉部員、鬼丸部員、田中部員

○鹿児島市

古江子育て支援部長、田中保育課長、松木田谷山福祉課長 ほか事務局職員

【会次第】

- 1 開 会
- 2 子育て支援部長あいさつ
- 3 部会長あいさつ
- 4 議 事
 - (1) 鹿児島市保育所等整備計画(素案)について
 - (2) 夜間保育について
- 5 その他
- 6 閉 会

【審議の概要】

- 4 議 事
 - (1) 鹿児島市保育所等整備計画(素案)について

(事務局)

[資料説明](資料1)

(部員)

資料1の1ページに記載されていることに関連して、平成21年度以降、2,074人の定員増を行い、31年度に向けて新たに1,091人の定員増を行い、合計3,165人の定員増を行うということでよいか。

(事務局)

2,074人という数字は、平成26年4月1日までの定員増の数を示しており、本計画は来年2月に策定を予定していることから、平成27年4月に予定している992人の定員増分は含まれておらず、実際はその分も含めることとなる。

(部員)

資料1の9ページにもあるように、就学前児童数が27年と31年を比べて2,087人減少すると推計されているが、今回の計画には、この数字が反映されているのか。また、充足率の適正な割合というのはどのくらいなのか。

(事務局)

各地域によって、量の見込みのピークは違う。よって、資料1の8ページにも示してあり、各地域の平成27年度から31年度の間を求めて、それを合計したものが、定員増目標値1,091人となっている。充足率については、現行計画の目標値設定において使用していたが、各地域の実情によって異なることから、重要視する必要がないという判断から、今回の計画では使用していない。

(部員)

本体会議(子ども・子育て会議)の資料から、本年4月1日と来年4月1日の児童数を比べた時、0歳児はプラス1,256人、1・2歳児は544人となり、これを保育士定数で単純に換算したところ、0歳児で418人、1・2歳児で90人、合計で508人の職員が必要になるが、そういう計算でよいのか。

(事務局)

本体会議で示した教育・保育の量の見込みについては、26年度は4月1日現在の数字で、27年度については、4月1日時点ではなく年度中の数字である。27年4月1日時点については、現在整備を進めている992人分に対応する保育士の確保を各法人へお願いしているところである。また、10月12日の南日本新聞の中でも大きく取り上げられており、今後、施設の整備と保育士の確保は車の両輪として取り組む必要があることは、我々も承知しているところである。

(部員)

参考までに、熊本市の取り組みとして、県外の大学等で保育士資格を取得後、熊本市内の保育所等で保育士として勤務した場合、奨学金を免除するという取り組みも行われている。今後、鹿児島市もそれらを参考に独自の取り組みを検討してはどうか。

(部員)

幼保連携型認定こども園になりたくても整備対象地域でないことから、諦めなければならぬ現状がある。意欲を持っている施設は質の面でも良質な保育を提供することができるかと個人的には思っているので、そういった意欲を汲み取っていただきたい。また、計画の中の待機児童解消のための取り組みにおいて、市に権限が移譲されるということで、幼保連携型認定こども園の整備は取り上げられているが、幼稚園型認定こども園については、2号認定の子どもを受け入れることを考えると、待機児童解消の一翼を担うと考えるがいかがか。

(事務局)

整備対象地域については、これまで同様、毎年度地域ごとの状況を確認し、補完関係にある地域等の分析を踏まえ、どのような手法で行うか検討していくこととなる。

幼稚園型認定こども園についてのお尋ねについては、今回の計画は、保育所と幼保連携型認定こども園のための整備計画となっている。幼稚園型認定こども園は、本体計画（子ども・子育て支援事業計画）の確保方策の中に数は見込んであるので、ご理解いただきたい。

(部員)

現在、保育園の場合、保育園協会の紳士協定で、送迎バスは走らせていない。今後、認定こども園が増えることで、保育園も送迎バスを走らせることになると思うが、そうなればとんでもない過当競争が想定される。個人的には、保護者が保育園へ送迎し、園の様子を直接確認できたり、保育士と話しをしたりする現行のスタイルを崩したくない。

(2) 夜間保育について

(事務局)

[資料説明] (資料2)

(部員)

資料によれば、認可外14施設が夜間保育を実施しているということだが、14施設全てを認可保育所に取り込むということか。

(事務局)

実施するとかしないということは現時点では考えていない。資料のとおり、夜間保育については、本市では認可外施設において、その部分を担っていただいている。認可施設として、全国では80施設、九州管内では13施設が行っている現状があり、これらのことについて、部員の皆様方がどのようなお考えをお持ちなのか、広くご意見を拝聴したい。

(部員)

働き方も多様化してきており、夜間に仕事をされる方々にとって夜間保育は不可欠なものだと思ふ反面、特に幼少期においては、家族と共に夜を過ごすということが一番大事なことであるという思いもあり、時代の流れを感じる。少子化の一方で、保育を必要とする子が増えている現状をみて、本当にこれでよいのだろうかと考えさせられる。

(部員)

認可外14施設はどのような状況なのか。

(事務局)

今回示した資料については、今年度4月1日時点の状況を各施設等に確認し、作成したものである。本市においては、認可外保育施設の指導監督基準に基づき、立ち入り調査を行い、改善が必要とみなされる場合は指導を行っている。今回の資料は入所している児童の状況等のみをお示ししたところである。

(部員)

認可された施設が1か所もないということに以前から疑問を感じていた。1か所でもあった方が良いとは思いますが、全ての受け皿は保育所で世の中は治まるというような発想はやめていただきたい。保幼小連携という言葉も言われているが、小学校に上がったと同時に保育が断ち切られる現状がある。児童は18歳までを指すので、継続した考え方を持っていただきたい。今の世の中の発想は、就学前の子どもだけを考えている節がある。夜間保育所が必要であるならば、整理をするべきで、個人的には、公立保育所が、オピニオンリーダーとして、力を発揮すべきだと考える。

(部員)

夜間保育所は宿泊保育所ではない。あくまでも保育所というのは宿泊を対象としておらず、夜間保育所は夜遅くまで保育する保育所ということであり、誤解されやすい。

この議題については、本体会議（子ども・子育て会議）でも議題になるので、今回の資料等を十分確認いただいて、会議の場でご発言をいただきたい。